

政策的随意契約による役務の提供について（契約後公告）

みせる共生社会指文字商品作成業務（Ｔシャツ、マスク）業務について、次のとおり
地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行ったので、福
井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１６５条第２項第２号の規定により、
次のとおり公告する。

令和４年２月３日

福井県知事 杉本 達治

１ 随意契約した内容

（１）契約名称 みせる共生社会指文字商品作成業務（Ｔシャツ、マスク）業務

（２）業務内容 （２）業務内容 指文字を使った商品を作成する

Tシャツ ２０枚

マスク ２０枚

※詳細は別紙仕様書のとおり

（３）履行期間 令和４年３月２５日まで

（４）担当課および履行箇所

福井県健康福祉部障がい福祉課 電話 ０７７６－２０－０３３８

（５）契約金額 １１８，８００円（税込）

２ 契約の相手方

越前市白崎町３４－１２－１

社会福祉法人 陽光会 障がい者支援センターひまわり 施設長 野澤聡美

３ 契約年月日

令和４年２月３日

４ 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、かつ、提出された見積金額が予定価格の制限の
範囲内で適正な価格であったため。

５ 担当課 住 所：福井市大手３－１７－１

所 属：健康福祉部障がい福祉課

連絡先：０７７６－２０－０３３８